

返金制度

◆短期退職時の手数料の返金について

採用決定者（求職者）について、入社日から 6 ヶ月以内に自己都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を紹介手数料支払者（求人者）に返還いたします。但し、採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還いたしません。

◆返還基準

①入社後 1 カ月未満の場合	紹介手数料の <u>80%</u>
②入社後 1 カ月以上 3 カ月未満の場合	紹介手数料の <u>50%</u>
③入社後 3 カ月以上 6 カ月未満の場合	紹介手数料の <u>20%</u>
④入社後 6 カ月以上	<u>返還額なし</u>

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します。

◆紹介手数料の返還の時期

紹介手数料は採用決定者の退職日から 30 日以内に、指定の銀行口座へお振込いたします。

株式会社イーチリッチ

有料職業紹介事業許可番号： 14-ユ-301803